

提出書類一覧表（測量・建設コンサルタント等）

生駒市指定様式を含む下記の書類を番号順にそろえ、表紙と背表紙に会社名を記載したA4判紙ファイル（A4縦限定。とじ具が金属でないもので色は任意とする。）にとじて提出してください（受付票と返信用封筒はファイル綴じしない）。

- ・生駒市指定様式は申請書（様式B-①及び②）、希望業種調書、委任状、営業所一覧表、業務実績調書、誓約書（暴力団排除関係）、受付票の計8種類です。

記

No	書類の名称(太字は指定様式)	様式	書類の説明
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	様式B-① 様式B-②	申請者の押印は不要ですが、行政書士は、行政書士の職印の押印が必要です。 (参考)行政書士法施行規則 第9条第2項 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。 記載方法については本市様式記載例を参考にご記載ください。
2	希望業種調書	指定様式 [1部]	登録を希望する業種を2業種まで選択してください。 ただし、土地家屋調査士を登録できるのは、土地家屋調査士(個人)、土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会のみとします。
3	登録証明書等の写し	[1通]	登録を希望する業種(2業種まで)について添付してください。 なお、建築士事務所の登録証明書について、各支店営業所等に委任される場合は、その委任する各支店営業所等で登録した「建築士事務所登録証明書」の写しを添付してください。その場合は、本店の登録証明書の提出は必要ありません。
4	最新の現況報告書の写し	[1通]	建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントのいずれかの登録を希望する業者は、最新の現況報告書(確認済印のあるもの)の写しを必ず添付してください。(測量、建築士事務所他の登録に関しては不要)
5	(※)委任状(原本)(受任者設置用)	指定様式[1部]	受任者(支店営業所等の長)に権限を委任する場合に必要です。
6	(※)営業所一覧表	指定様式[必要枚数]	記載方法については本市様式記載例を参考に記載してください。
7	(※)業務実績調書	指定様式[必要枚数]	記載方法については本市様式記載例を参考に記載してください。
8	商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)の写し又は破産手続開始決定の確定通知(破産宣告の通知を含む)などを受けていない証明書の写し	[1通]	申請書提出時前3ヶ月以内のもの 法人業者……商業登記簿謄本又は現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)の写し 個人業者……破産手続開始決定の確定通知(破産宣告の通知を含む)などを受けていない証明書の写し (※本籍地の市町村が発行するもの)
9	最新の納税証明書の写し	[各1通]	別紙「納税証明書の添付について」をご覧ください。 消費税については非課税業者であっても納税証明書が必要です。
10	誓約書(暴力団排除関係)	指定様式	本店住所、商号、代表者役職、氏名を記入してください。
11	受付票	指定様式	会社名を記入してください。
12	委任状(行政書士代理人申請用)	任意様式	行政書士が申請代理人として代理人申請を行う場合は委任状を提出してください。なお、 <u>行政書士以外からの代理人申請は受け付けません。</u> <u>委任者・受任者とも押印省略可(ただし、行政書士職印は省略不可)。</u> 様式は任意ですが、行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。 (参考)行政書士法 第十九条 行政書士又行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。
13	返信用封筒	[1通]	宛先を記入し、110円切手を貼付した定形の返信用封筒を同封してください。

(※)のついた添付書類(5、6、7)については、本市様式の項目が全て含まれている別様式を添付していただくことも可能です。